



障害児通所支援ご利用にあたっての Q&A



Q1 通所受給者証の有効期限はありますか？

- A. 初回申請時は発行日から誕生日の月末まで。次回更新分から、有効期限は1年間です。更新時期になりましたら、市から更新手続きのお知らせと申請書を郵送いたします。申請書は誕生日の月初めまでにご返送願います。

Q2 複数の事業所を利用することはできますか？

- A. 支給日数の範囲内であれば、複数の事業所と契約することができます。ただし、1日に利用できる事業所は1事業所までです。
※保育所等訪問支援については、児童発達支援、放課後等デイサービスと同日に利用可能です。

Q3 複数の事業所を利用する場合、利用料はどうなりますか？

- A. 複数事業所を利用するときは、事業所による利用量の上限管理が必要です。ただし、利用者負担が上限0円の方や無償化対象期間の方は除きます。上限管理を行う事業所が、複数事業所を利用していても負担上限月額を超えないよう、各事業所の利用料を管理してくれます。利用事業所を追加したい場合は、まずは相談支援事業所に連絡してください。

Q4 通所日数や通所先を変更できますか？

- A. 支給量の変更には、長岡市へ変更届の提出と障害児支援利用計画の変更が必要です。通所先を変更する場合にも、障害児支援利用計画の変更の可能性がありますので、担当の相談支援事業所に相談し、手続きを行ってください。

Q5 事業所の送迎支援は必ず利用できますか？

- A. 事業所により、送迎の有無や範囲、ルートが決まっています。詳しくは各事業所へお問い合わせください。「長岡市障害児通所支援事業ガイドブック」にも記載がありますので、ご参照ください。

Q6 住所が変わりましたが、必要な手続きはありますか？

- A. 住所、世帯構成等に変更があった場合は届け出が必要です。
市内または市外に転居するにあたって必要な手続きは下記の通りです。
- (1) 市内・・・市への変更届の提出が必要です。受給者証をお持ちの上、こども家庭センター（さいわいプラザ 6 階）へお越しください。
- (2) 市外・・・受給者証の返却と支給取り消し申請書の提出が必要です。担当の相談支援事業所を通じて手続きできます。

Q7 子どもが就学するので、児童発達支援事業所から放課後等デイサービスに切り替えた
いのですが、必要な手続きはありますか？

- A. 新たに受給者証が必要となりますので、事前に担当の相談支援事業所にご相談のうえ
こども家庭センターへお問い合わせください。

Q8 事業所ごとに特色はありますか？

- A. 事業所によって、集団や個別、その両方を組み合わせるなどの実施方法をはじめ、作業療法士などの専門職による専門的な視点での療育の実施など、特色があります。詳しくは「長岡市障害児通所支援事業ガイドブック」をご参考にしていただくほか、直接事業所又は担当の相談支援事業所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

長岡市教育委員会子ども未来部 こども家庭センター

〒940-0084 長岡市幸町 2-1-1 さいわいプラザ 6 階

TEL:0258-36-3727 (平日 8:30~17:15) FAX:0258-39-7860